

令和7年11月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時：令和7年11月5日（水）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
  - ① 四万十町招致外国青年就業規則の改正について
- 5 協議事項
  - ① 奨学金制度について
- 6 報告事項
  - ① 令和6年度 生徒指導上の諸課題について（四万十町の現状）
- 7 その他
  - ① 高南台地総合美術展覧会について
  - ② 二十歳の集いについて
  - ③ 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

## 議案第1号

### 四万十町招致外国青年就業規則の改正について

四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年11月5日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

#### 四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

四万十町招致外国青年就業規則（令和7年四万十町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 参加者の期末手当及び勤勉手当は、支給しないものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町招致外国青年就業規則 令和7年4月1日教育委員会規則第4号 第1章第1条～第3章第6条 (略)</p> <p>第4章 報酬その他の給付 (報酬及びその計算)</p> <p>第7条 参加者の報酬額は、来日後1年目を月額33万5千円とし、再任用を行った場合については、2年目を月額34万5,000円、3年目を月額35万5千円、4年目及び5年目を月額36万円とする。</p> <p>2 報酬の支給日は、一般職に属する職員の例による。</p> <p>3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その給与期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。</p> <p>4 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p><u>5 参加者の期末手当及び勤勉手当は、支給しないものとする。</u></p> <p>第8条 ～ (略)</p>	<p>○四万十町招致外国青年就業規則 令和7年4月1日教育委員会規則第4号 第1章第1条～第3章第6条 (略)</p> <p>第4章 報酬その他の給付 (報酬及びその計算)</p> <p>第7条 参加者の報酬額は、来日後1年目を月額33万5千円とし、再任用を行った場合については、2年目を月額34万5,000円、3年目を月額35万5千円、4年目及び5年目を月額36万円とする。</p> <p>2 報酬の支給日は、一般職に属する職員の例による。</p> <p>3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その給与期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。</p> <p>4 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>第8条 ～ (略)</p>

改正の理由

第7条 四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例第3条で支給するとされている期末手当及び勤勉手当は、別に定めがある場合は適用しないが、本規則で明示的に記されていないことから、特別に定めのある他のパートタイム会計年度任用職員の例と同様に表記したもの。